

習志野市地域公共交通会議設置要綱

(設置)

第1条 習志野市内の交通不便地区等の解消に向けた対策として、地域の特性に適した移動手段の実現及び将来の方向性について定めた習志野市地域公共交通計画（以下「計画」という。）の策定並びに計画の実施及び検討のため、習志野市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 交通会議の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) 計画に基づく実験的な運行に関すること。
- (3) 市民アンケートの内容に関すること。
- (4) 地域公共交通の検証に関すること。
- (5) その他市長が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 交通会議は、17人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 公共交通機関の関係事業者等を代表する者
- (3) 市民代表者
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) 政策経営部長
- (6) 健康福祉部長
- (7) 都市環境部長

(会長及び副会長)

第4条 交通会議には、会長及び副会長を置き、委員のうちから互選する。

2 会長は、会務を総理し、交通会議を代表する。

- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

- 2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第6条 交通会議の会議（以下単に「会議」という。）は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員は、都合により会議を欠席する場合、代理人を出席させることができる。
- 4 会議の議決を要する事項は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は会長の決するところによる。

(書面開催)

第7条 会長は、緊急を要する場合又は軽微な事項で会議を招集する必要がないと認めるものについては、書面により報告し、又は可否を求めることにより、会議の開催又は議決に代えることができる。

- 2 第6条第4項の規定は、前項の議決について準用する。この場合において、同項中「出席委員」とあるのは「書面により回答した委員」と読み替えるものとする。
- 3 第1項の規定による処置については、会長は、次の会議においてこれを報告するものとする。

(意見の聴取等)

第8条 交通会議は、会長が必要であると認めたときは、委員以外の者へ会議の出席を依頼し、その意見を聴くことができる。

(報償費)

第9条 市長は、第3条第2項第1号から第3号までに掲げる委員若しくはその代理人又は前条の規定に基づき出席を依頼された者が会議に出席した場合、報償費を支払うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、第7条に規定する書面開催の場合、報償費は、支払わない。

(交通会議の事務)

第10条 交通会議の事務は、都市環境部都市政策課において処理する。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、交通会議の運営に関し必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成24年5月16日から施行する。

(会議招集の特例措置)

2 第6条の規定にかかわらず、第1回会議は習志野市が招集する。

附 則

この要綱は、平成25年12月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。